

東京学芸大学大学院教育学研究科研究生規程の一部改正について（案）

現 行	改 正 （案）
〔省略〕 （入学者の選考） 第7条 入学者の選考は、研究指導に当たる<u>教官</u>（以下「<u>指導教官</u>」という。）が審査し、<u>東京学芸大学大学院教育学研究科委員会</u>（以下「<u>研究科委員会</u>」という。）の議を経て、学長が行う。 〔省略〕 （授業料等の額） 第9条 検定料、入学料及び授業料の額は、<u>法令</u>の定めるところによる。 〔省略〕 （授業の聴講） 第13条 研究生は、<u>指導教官</u>及び授業担当<u>教官</u>の承認を得て、授業を聴講することができる。ただし、単位を修得することはできない。 〔省略〕 （退学） 第15条 学長は、研究生として適当でないと認めた者には、<u>研究科委員会</u>の議を経て退学を命ずることができる。 2 研究生が退学しようとするときは、<u>指導教官</u>の意見書を添え、学長に願い出なければならない。 （研究成果の報告） 第16条 研究生は、在学期間満了の際、研究報告書を<u>指導教官</u>を経て学長に提出しなければならない。 〔省略〕	〔省略〕 （入学者の選考） 第7条 入学者の選考は、研究指導に当たる<u>教員</u>（以下「<u>指導教員</u>」という。）が審査し、<u>当該学系の教授会</u>（以下「<u>教授会</u>」という。）の議を経て、学長が行う。 〔省略〕 （授業料等の額） 第9条 検定料、入学料及び授業料の額は、<u>別</u>に定めるところによる。 〔省略〕 （授業の聴講） 第13条 研究生は、<u>指導教員</u>及び授業担当<u>教員</u>の承認を得て、授業を聴講することができる。ただし、単位を修得することはできない。 〔省略〕 （退学） 第15条 学長は、研究生として適当でないと認めた者には、<u>教務委員会</u>の議を経て退学を命ずることができる。 2 研究生が退学しようとするときは、<u>指導教員</u>の意見書を添え、学長に願い出なければならない。 （研究成果の報告） 第16条 研究生は、在学期間満了の際、研究報告書を<u>指導教員</u>を経て学長に提出しなければならない。 〔省略〕 附 則 <u>この規程は、平成16年4月1日から施行する。</u>